

厳罰!

社会保険等未加入は
法令違反

即車両停止処分!

社会保険等未加入に対する
罰則が強化されています

社会保険・労働保険の概要

保険の種類	社会保険		労働保険	
	健康保険の場合	厚生年金保険の場合	雇用保険の場合	労災保険の場合
保険料率	92.6～94.2/1000 現在は都道府県単位保険料率を適用 (事業主・本人折半負担) (注1) (22年3月分(任意継続被保険者にあっては、同年4月分)の保険料額から適用)	160.58/1000 (事業主・本人折半負担) (注2) (22年9月分～23年8月分まで)	15.5/1000 (事業主9.5/1000+本人6/1000) (22年4月より)	11/1000 (注3) (21年4月より)
罰則	6カ月以下の懲役または 50万円以下の罰金に 処せられる	6カ月以下の懲役または 50万円以下の罰金に 処せられる	6カ月以下の懲役または 30万円以下の罰金に 処せられる	6カ月以下の懲役または 30万円以下の罰金に 処せられる
適用除外者	<p>●健康保険、厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する。</p> <p>①臨時に使用される者のうち、2カ月以内の期間を定めて使用される者、日々雇い入れられる者</p> <p>②季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>③臨時的事業の事業所に6カ月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>※正社員と比べて、①1日または1週間の所定労働時間がおおむね4分の3以上であり、かつ、②1カ月の所定労働日数がおおむね4分の3以上の人は、加入させなければなりません。</p>		<p>●雇用保険では、日雇労働被保険者になる人を除けば、下記が適用除外者に該当する。</p> <p>①65才に達した日以後に雇用される者</p> <p>②短時間労働者であって、季節的に雇用される者または短期の雇用に就くことを常態とする者</p> <p>③4カ月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者</p> <p>※1週間の所定労働時間が正社員よりも短く、かつ、40時間未満の人については、①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②反復継続して就労すること(31日以上雇用見込みがあること)、のいずれにも該当するときは一般被保険者として加入させなければなりません。</p>	

(注1) 40歳～64歳の介護保険第2号被保険者は全国一律の介護保険料率1000分の15.0を上乗せ。

(注2) 毎年9月に1000分の3.54ずつ引き上げ、平成29年9月以降は1000分の183.00で固定されます。

(注3) 1000分の11のほか、平成19年4月1日から石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用として1000分の0.05を一般搬出金として負担することとなりました。

既存事業者に対する行政処分の基準

適用条項	違反行為 事項	基準日車数	
		初回違反	再違反
法第25条 第2項	事業の健全な発達を阻害する競争の違反	10日車	30日車
	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入のもの	30日車	90日車

新規事業者に対する行政処分の基準

適用条項	違反行為 事項	基準日車数	
		初回違反	再違反
法第59条 第1項	許可条件違反	10日車	30日車
	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入のもの	30日車	90日車

●「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。

●「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

!! 処分を受けると事業者名が公表されます!!

自動車等の使用停止処分、事業停止処分または許可の取消し処分を受けた場合や累積点数が21点以上になった場合などについては、地方運輸局等のインターネットのホームページを通じて公表されます。